

第 6 次 出雲崎町 総合計画

基本構想 令和4年度～令和12年度

いままでも、これからも、
住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎

令和4年3月
新潟県出雲崎町

ご あ い さ つ

このたび、令和12年度を目標年度とする「第6次出雲崎町総合計画」を策定いたしました。

本町では、人口減少・少子高齢化の進展と地域の担い手の減少、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症への対応といった様々な課題に直面しています。



このような課題に対応するとともに、持続可能なまちづくりへの取り組み、デジタル化の実現、地方創生の推進など大きな潮流の中で、将来を見据えた町政の運営を進めていかなければなりません。

「第6次出雲崎町総合計画」の策定にあたっては、「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」を出雲崎町のめざす姿（基本構想の理念）として、5つの基本目標のもとで今後9年間の出雲崎町のまちづくりの方向性を示しました。

子育て支援をはじめとする福祉の充実、防災対策の推進などによる安全・安心な社会基盤等の整備、地域資源を生かした産業振興、教育の充実と歴史文化の継承、多様な人々が関わりをもつ機会を創出し移住・定住の促進などに取り組み、基本構想の理念の実現に向けてまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さま、町議会ほか関係各位に対しまして心から感謝申し上げますとともに、今後の本計画の推進に一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

出雲崎町長 小林 則 幸

第6次出雲崎町総合計画 目 次

【 基 本 構 想 】

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成と期間	2

第2章 時代の潮流と出雲崎町の特徴・課題

1 時代の潮流	4
2 出雲崎町の特徴	6
3 出雲崎町の課題	7

第3章 町民の意識（アンケート結果）

1 アンケート調査の概要	9
2 アンケート結果の概要	10

第4章 出雲崎町のめざす姿

1 基本構想の理念	13
2 基本目標（施策の大綱）.....	14
3 基本指標	21

策定資料

1 出雲崎町総合計画審議会条例	22
2 出雲崎町総合計画の策定について（諮問）.....	24
3 第6次出雲崎町総合計画（基本構想）について（答申）.....	25
4 第6次出雲崎町総合計画策定の経過	26
5 出雲崎町総合計画審議会委員名簿	27

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、将来の町のあり方を描き、その実現に向けて、計画的・体系的に取り組んでいくことが重要です。

本町では、平成23年3月に「恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念に定め、令和3年度を目標年度とした第5次出雲崎町総合計画（基本構想）を策定して、住みよいまちづくりを実現するために行政各分野にわたってバランスのとれた施策・事業を推進してきました。

近年、私たちを取り巻く環境は、今までに経験したことのないような速さで時々刻々と変化しており、先行きについても不透明な部分が多くを占める状況にあります。

特に、人口減少と少子高齢化、一次産業の衰退、地域の担い手の減少など大きなうねりとなって本町のまちづくりにも影響を与えています。

こうした中、地域社会を取り巻く変化を踏まえ、町の将来像を描き、町が取り組むべき施策の方向性を明確にし、効果的かつ総合的な施策を推進するために、第6次出雲崎町総合計画を策定します。

2 計画の性格

この計画は、出雲崎町の行政運営にとって最上位計画として位置づけられるものであり、これからのまちづくりの方向性を示すものです。

この計画は策定時点において将来を予測したものであり、その後の社会経済情勢の変化により、変更することもあり得ることは当然であり、実施にあたっては諸情勢の変化に応じ適宜修正を加え、弾力的な運用を図っていくものとします。

3 計画の構成と期間

この計画は、町民に簡素で分かりやすい計画とするために、「基本構想」と「実施計画」の二階層で構成します。

基本構想

基本構想は、将来にわたっての基本理念を掲げ、それを実現するための分野別基本目標と施策の大綱などをまとめたもので、長期的な町政運営の基本方針を示したものです。

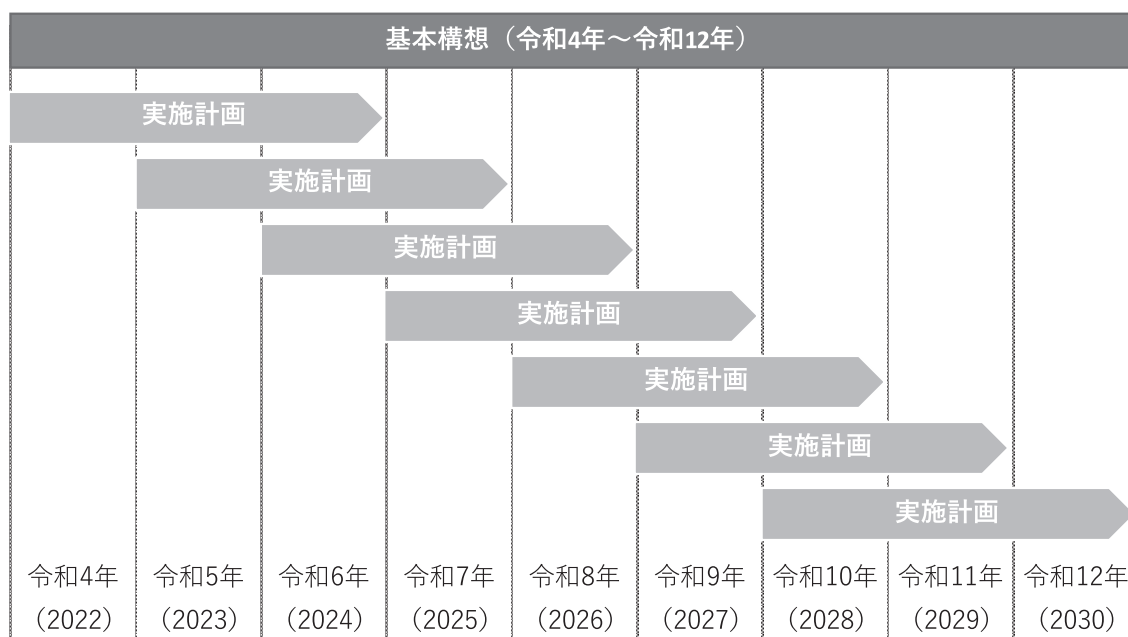
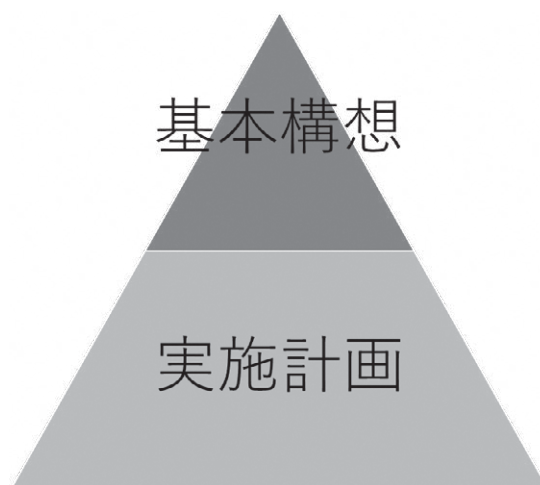
令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9年間計画とします。

実施計画

実施計画は、基本構想に示された基本目標と施策の大綱に基づいて、実施する事業等を具体的に示した計画です。

社会情勢や町民の意向、町の財政などの変化に対応しながら、事業の実施について向こう3年間の事業計画を定めたものです。

3か年計画とし、毎年度見直しを行うローリング方式とします。



●総合計画の歴史

- ・ 出雲崎町総合計画 (昭和 46 年度～昭和 55 年度)
- ・ 第 2 次出雲崎町総合計画 (昭和 56 年度～平成 2 年度)
- ・ 第 3 次出雲崎町総合計画 (平成 3 年度～平成 12 年度)
- ・ 第 4 次出雲崎町総合計画 (平成 13 年度～平成 22 年度)
- ・ 第 5 次出雲崎町総合計画 (平成 23 年度～令和 3 年度)

第2章 時代の潮流と出雲崎町の特性・課題

1 時代の潮流

1 人口減少と少子高齢化

日本の人口は、令和2年国勢調査によると1億2614万人となっており、平成20年をピークに減少に転じており、平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、令和47年には8,808万人になるものと推計されています。

また、令和2年に84万人となっている出生数は今後も減少を続け、令和47年には56万人になると推計されており、この減少により年少人口（0～14歳）は令和38年に1,000万人を割り、令和47年には898万人と、現在の6割弱程度になると推計されています。

一方、65歳以上人口は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

このような人口減少・少子高齢化により、全国的に地域の担い手不足という課題に直面しています。しかし地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

2 大規模災害や感染症の発生

東日本大震災による津波は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。新潟県でも中越地震・中越沖地震などの地震災害が発生しています。また、南海トラフ沿いで想定されている南海トラフ地震など大規模な地震災害の切迫性が高まっています。

さらに、度重なる台風や集中豪雨等の自然災害による甚大な被害が、毎年のように発生している中、人々の災害に対する不安や防災意識は年々高まるとともに、防災、減災や避難対策の重要性もより一層高まっています。

また、100年に一度の危機ともいわれる新型コロナウイルス感染症が世界を襲い、私たちの暮らしは、様々な制約の中、経済的、心理的にも厳しい試練に直面しています。一方で、テレワークの普及、新しい生活様式の実践など、社会活動の大きな転換点を迎えています。今後は、感染症に対する体制の整備、構築を進めるとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向けた取り組みが重要となってきています。

3 デジタル社会の実現

新型コロナウイルス感染症に伴う様々な対応において、多くの課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国は、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示すとともに、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を発足させました。

国が示すビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいと考えられます。国や自治体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進し、デジタル社会の実現に向けた取り組みが求められています。

4 持続可能なまちづくりとSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するに当たっては、このSDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、取り組みの一層の充実・深化につなげることができると、SDGsの推進が求められています。

5 地方創生

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要です。

2 出雲崎町の特性

1 充実した子育て支援・手厚い福祉サービス

本町は、妊娠・出産・育児期から子育て期にいたるまで、相談体制の整備、子育て世代の経済的負担の軽減、家庭・地域・学校・行政の連携、子育て支援施設の整備など充実した支援を切れ目なく行っています。

また、高齢者に対しては、在宅における生活支援、運動習慣の定着、交流の場の確保、外出支援など手厚い福祉サービスを提供しています。

2 豊かな自然環境

本町は、日本海と小木ノ城に代表される美しく豊かな自然環境があり、このような自然環境から育まれる、高品質な米、新鮮な魚介類などの豊富な食資源を有しています。

3 誇りある歴史、文化資源

本町は、江戸時代、幕府の直轄地である天領であり、佐渡金山で生産された金銀の荷揚げ港や北前船の寄港地、北国街道の宿場町として栄えました。また江戸時代から続く妻入りの街並みをはじめ、良寛生誕の地であるとともに松尾芭蕉など本町とゆかりある文人墨客が残した作品や地域での伝統文化や風習など、誇りある歴史資源、文化資源を有しています。

4 近隣地域との結びつき（近隣地域にアクセスしやすい環境）

本町は、隣接する長岡市及び柏崎市の市街地までいずれも車で30分程度の位置にあり、生活圏域としての結びつきが強くなっています。また、両市には製造業を中心とした工業団地や様々な業種の企業があり、町民の働く場として経済的な結びつきも強くなっています。このような隣接市へのアクセスしやすい環境を生かして、本町では住宅団地の造成を進めるとともに、移住支援策に取り組んでいます。

また、長岡市、見附市、小千谷市とともに3市1町で長岡地域定住自立圏を形成し、市町の枠を超えた広域的な取り組みや、行政と民間の連携・役割により圏域全体の活性化を図っています。

3 出雲崎町の課題

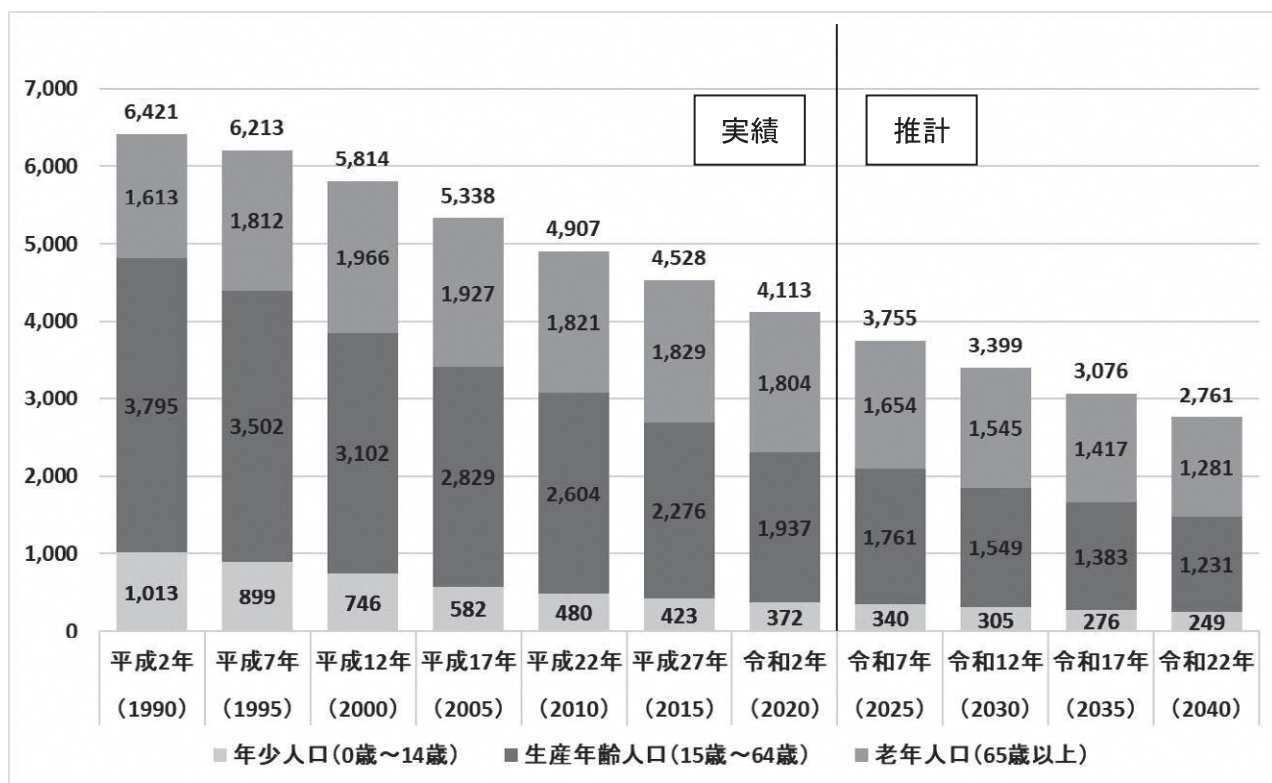
1 人口減少・少子高齢化

本町の人口は昭和32年の町村合併以来、減少の一途をたどっており、令和2年の国勢調査では総人口は4,113人、平成27年の前回国勢調査からの人口減少率は9.2%となっています。また、過去40年の国勢調査年（5年間隔）ごとの減少率としては、最大の減少率となりました。

年齢3区分人口は、年少人口、生産年齢人口、老年人口とも減少が続き、令和2年の国勢調査では高齢化率が43.9%に達しており、新潟県の32.8%を大きく上回っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本計画の最終年度である令和12年には、総人口は約3,400人に減少し、高齢化率は45%を超える見込みであり、さらに令和22年には、総人口が3,000人を下回る見込みとなり、今後も人口減少、少子高齢化が進むとされています。

年齢3区分別人口の推移



※令和2年までは国勢調査確定値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の推計値。

※平成22年は、年齢別人口に年齢不詳を含まないため、年齢別人口の和は総人口に一致しない。

※令和2年は、年齢別人口について不詳補完値により算出。

2 地域の担い手不足

人口減少、少子高齢化に伴い、産業、地域コミュニティなど様々な場面において、地域を支え、地域の担い手となる人材が不足し、地域の活力が低下してきています。

産業の面においては、本町の第1次産業の主体である農業と漁業ともに、担い手の不足と高齢化等の課題を抱えています。また、町内の企業は、小規模な事業所が多くを占め、若年層を中心に隣接市の企業への就業が多く、町内企業では労働力の確保が難しくなっています。

地域コミュニティの面においては、行政からの情報伝達、連携など連絡調整機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退が進み、住民同士のつながりが希薄になってきています。

3 空家の増加

人口減少、少子高齢化に伴い、本町の空家は年々増加し、平成30年の空家等実数調査では、空家(別荘含む)は483戸、空家率は23.1%となっており、新潟県の空家率(14.7%)を上回っています。特に海岸地区の空家率は37.6%と高く、冬期間の荒天等により建物の損壊が生じ、通行人、通行車両及び近隣住宅への危害等が懸念されています。

空き家は、適切な管理が行われていないことにより防災、衛生、景観など、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼします。また、空き家の増加は人口減少と一体となっており地域の活性化、存続に大きな弊害をきたします。地域づくりとあわせて総合的な空き家対策が求められています。

第3章 町民の意識（アンケート結果）

今後のまちづくりの方向を見出していくためには、地域住民の意識や意向を正しく把握し、的確に新しい計画に反映していくことが大切です。

ここでは、計画策定に先立って実施した、「第6次出雲崎町総合計画策定に関するアンケート調査（令和3年9月実施）」から主なものを取り上げます。

1 アンケート調査の概要

○調査対象者及び調査方法等

調査方法	対象者にアンケート調査票を郵送し、返信用封筒により回収
調査対象者	16歳以上の無作為抽出した町民 1,000人
抽出方法	地区別（駅前・海岸）の人口割合を算定したうえで、年代別（16歳～19歳、20代～70代までの10歳刻み及び80歳以上の8つの年代）の人口割合に応じて無作為抽出
調査期間	令和3年9月15日（水）～9月30日（木）

○結果

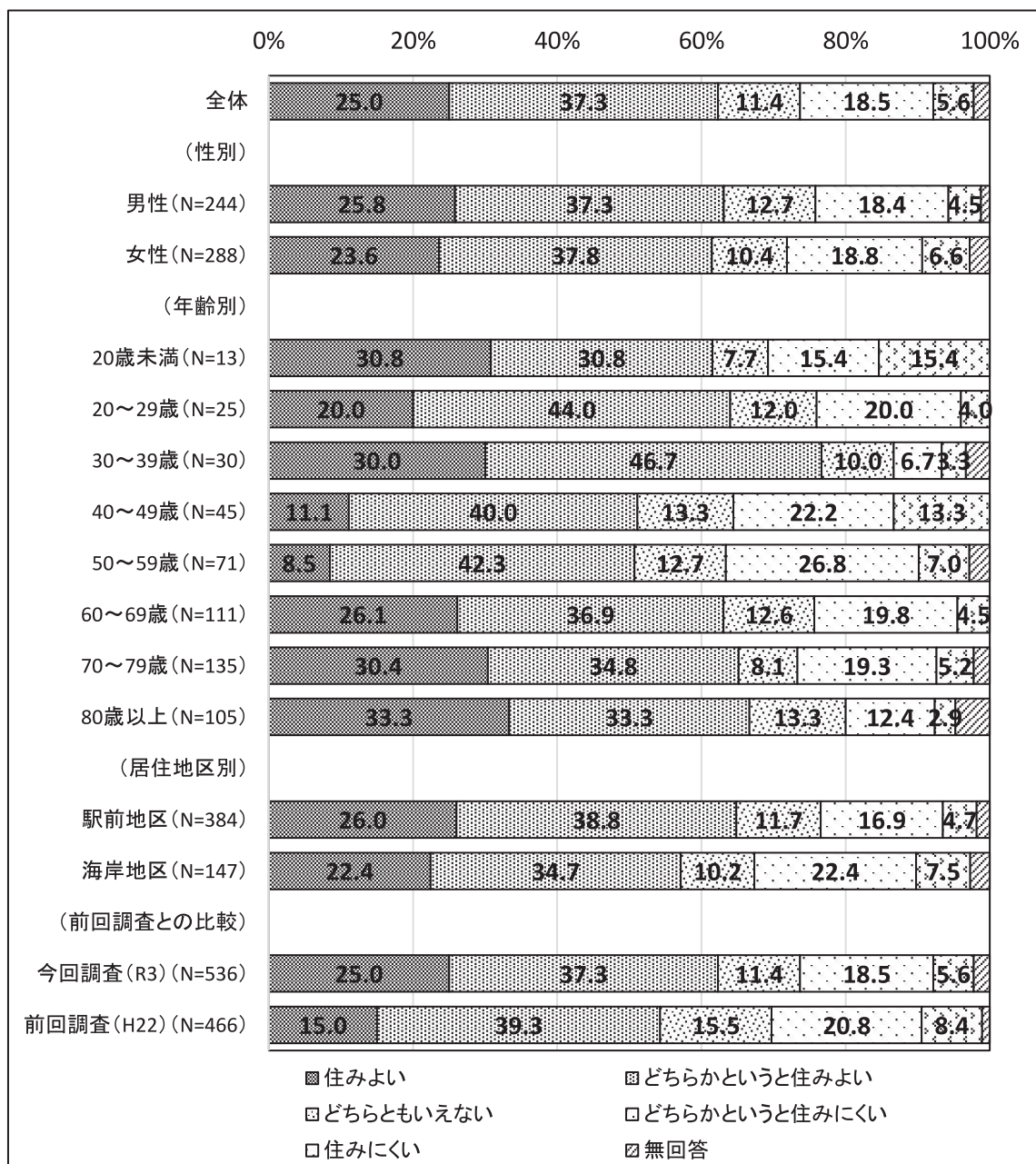
配布者数	1,000人
回答者数	536人
回答率	53.6%

2 アンケート結果の概要

1 出雲崎町の住みよさ

「住みよい・どちらかといえば住みよい」と回答した人が、62.3%となっており、前回調査（H22）と比較すると8ポイント増加しています。また、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」と回答した人は、24.1%となっており、前回調査（H22）と比較すると5.1ポイント減少しています。

「住みよい・どちらか」というと住みよい」と答えた割合は、年齢別では、30代が最も高くなっています。



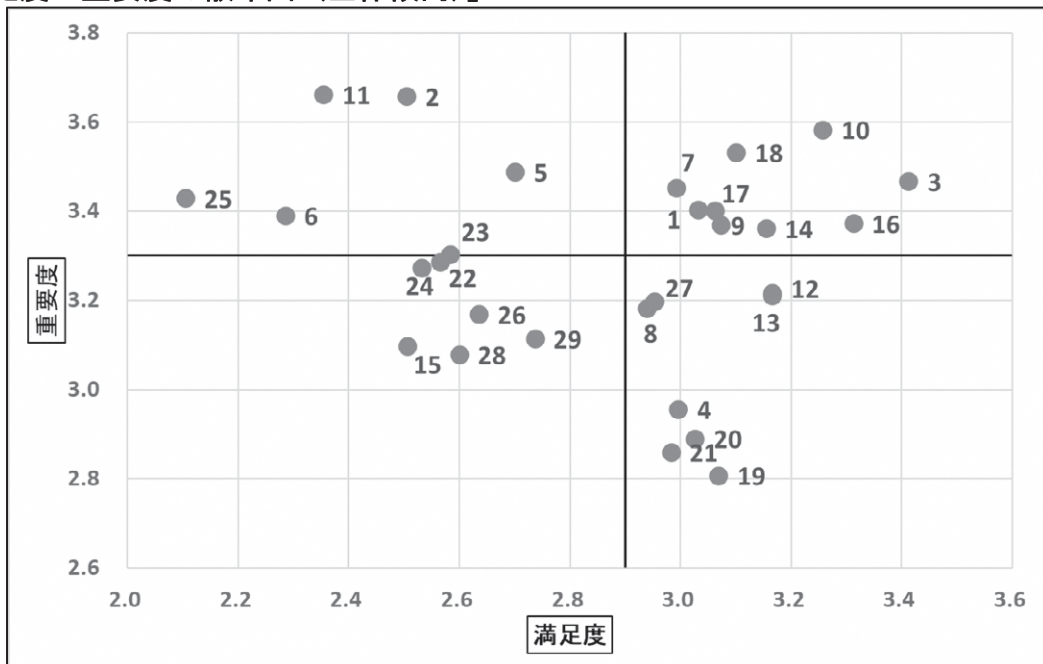
2 施策の満足度と重要度

出雲崎町が実施している施策について、「①満足度」と今後における「②重要度」を回答してもらいました。満足度及び重要度の平均点（最大4点）の散布図は下記のとおりとなりました。（満足度の平均点：2.9点、重要度の平均点：3.3点）

【満足度・重要度の散布図傾向】

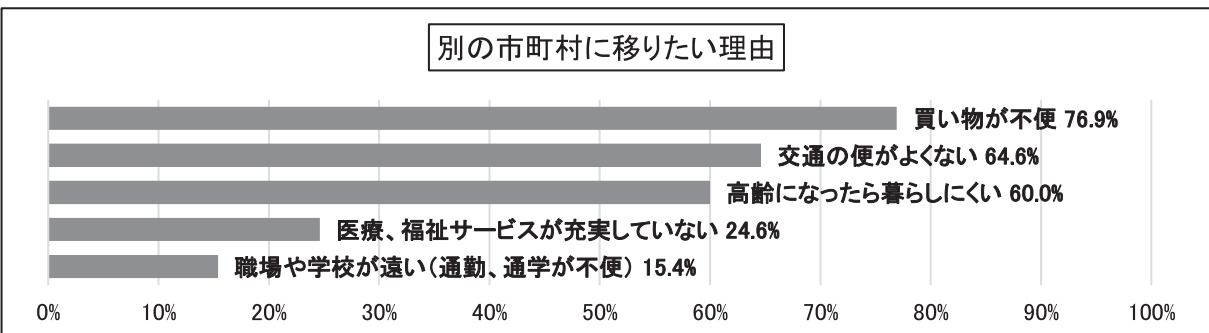
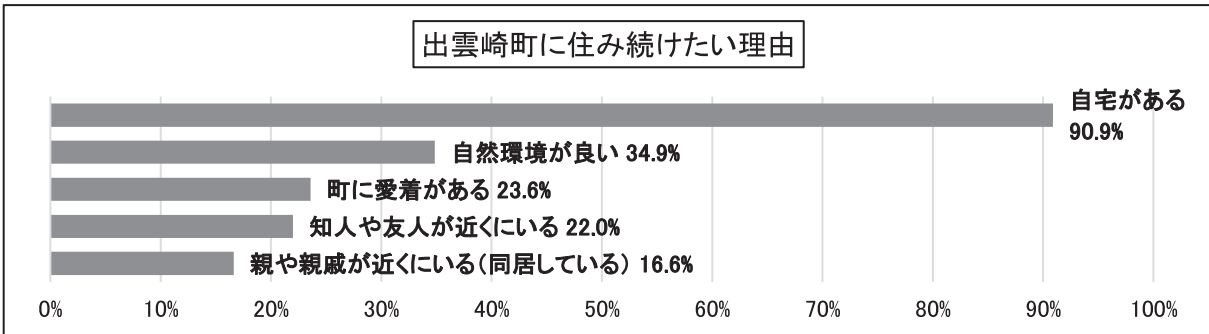
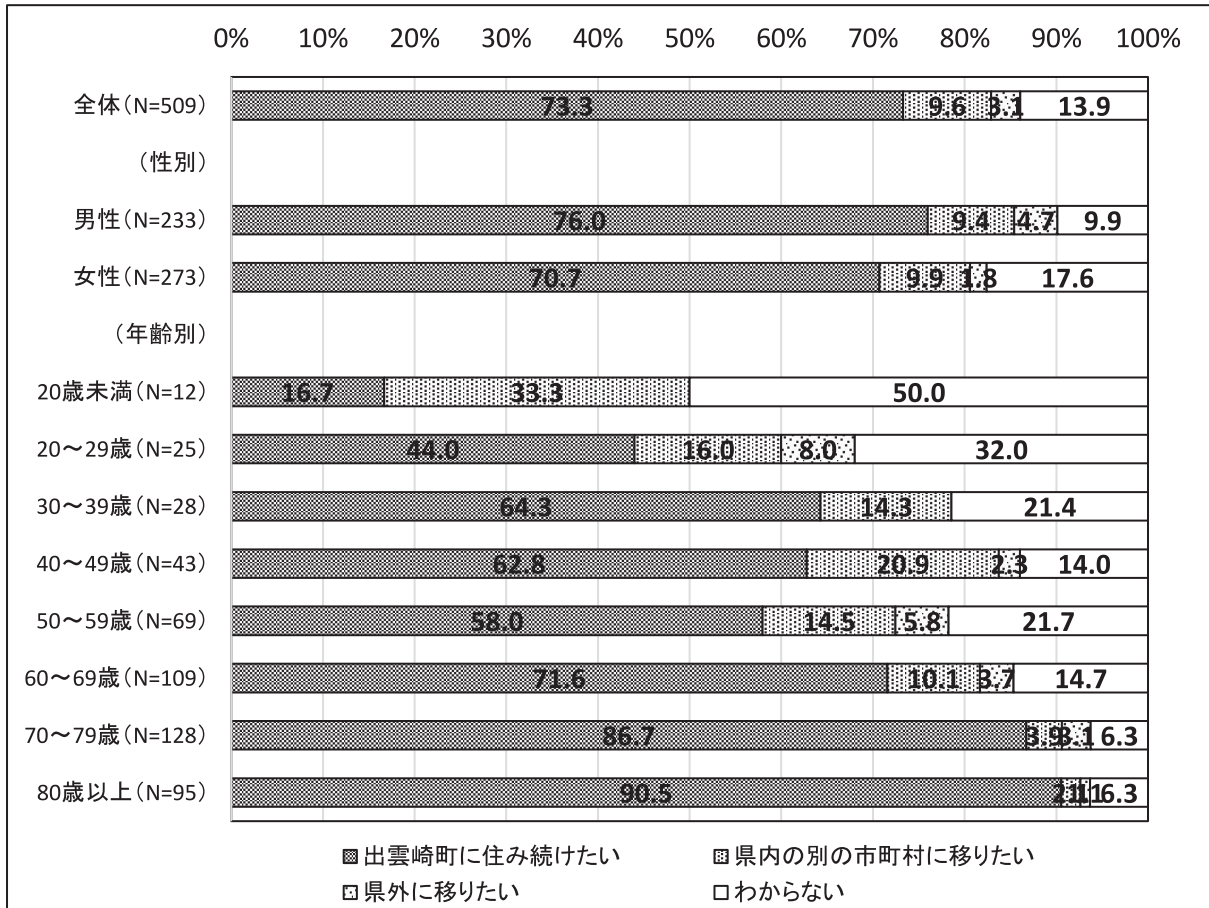


【満足度・重要度の散布図（全体傾向）】



3 定住意向について

出雲崎町の定住意向について、「出雲崎町に住み続けたい」が73.3%、「県内の別の市町村に移りたい」、「県外に移りたい」が、12.8%、「わからない」が13.9%となっています。



第4章 出雲崎町のめざす姿

1 基本構想の理念

まちづくりは長い歴史の中で培われるものであり、現在の出雲崎町がこれまでの歴史の上にたち、次世代にこの町を残し伝えていくために、町で暮らす人たちが、出雲崎町で暮らしていくことに誇りを持ち、喜びを共有でき、住んで良かったと思えるまちづくりを継続していく必要があります。

本町は、聖僧「良寛」生誕の地であり、古くから佐渡への渡海の津、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」、北国街道の宿場町として栄え、江戸時代には幕府の直轄地「天領」としての代官所がおかれ、文人・墨客が多く来杖し、文化の中心地として発展してきました。

町民憲章にあるように、本町は日本海と小木の城に代表される美しい自然と豊かな歴史があり、文化の香り高い町で、良寛のこころを心とした思いやりのあるまちづくりを目指しています。

今後も人口減少は避けることはできません。仮に人口が減少しても、そこに住む町民が安心して、生き生きと、誇らしく暮らせるまちづくりを目指すことは重要です。

安全・安心なまちづくりへの関心の高まり、デジタル社会の実現、持続可能なまちづくりとSDGsへの取り組みなど、大きな時代の潮流を力にし、多様な人材がそれぞれの個性や魅力を生かし、柔軟でしなやかにまちづくりを進めていきます。

そのような中、今回策定する第6次出雲崎町総合計画の基本構想において、9年後の出雲崎町のめざす姿（基本構想の理念）を次のとおり設定します。

いままでも、これからも、

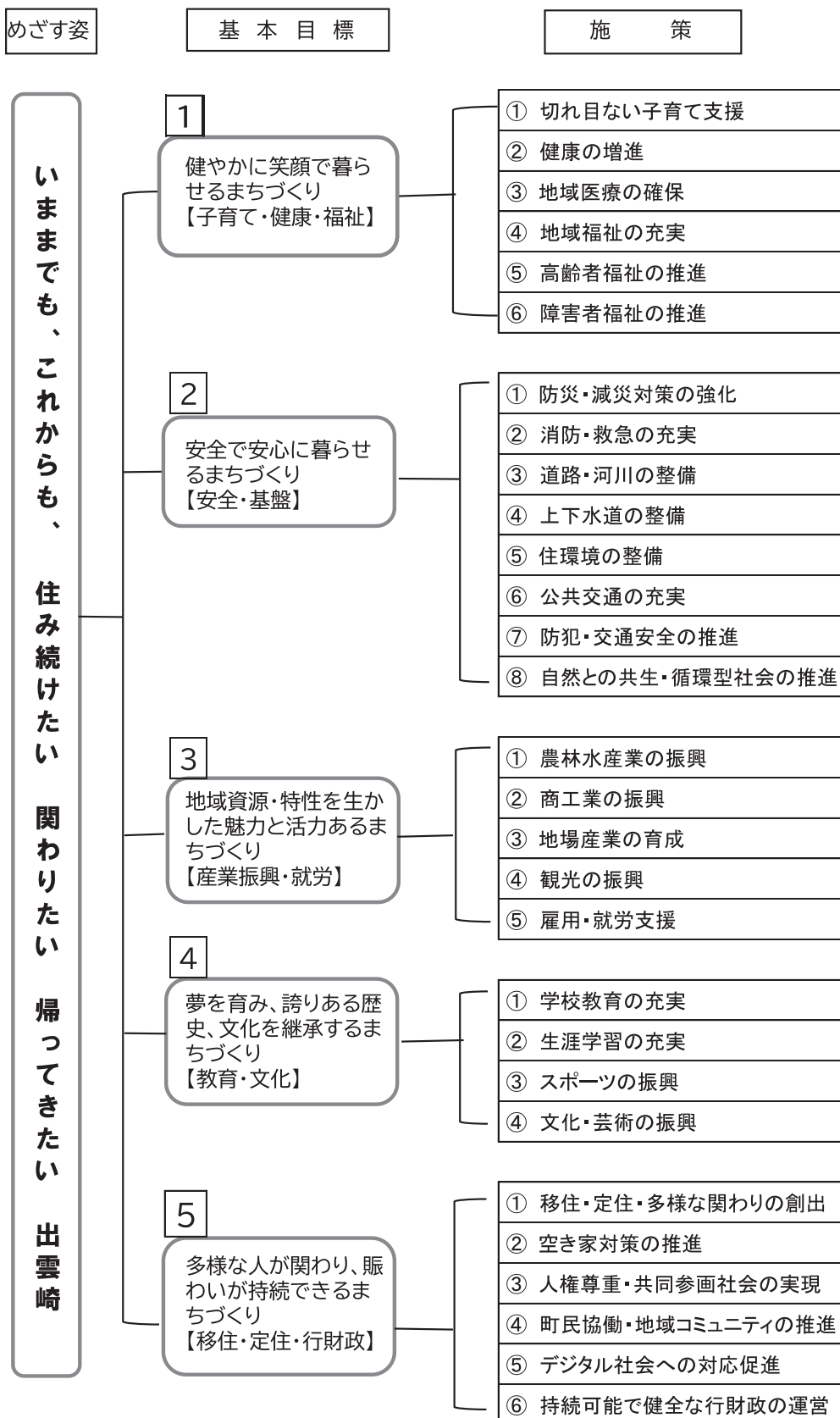
住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎

- 出雲崎に生まれ、育ち、出雲崎に「住み続けたい」と思う人たち
- 出雲崎の魅力に気づき、出雲崎で「住み続けたい」と思う人たち
- 出雲崎のヒト、コト、モノに多様な形で「関わりたい」と思う人たち
- 出雲崎を離れたが、ふるさと出雲崎に「帰ってきたい」と思う人たち

町民をはじめ、出雲崎町に関わる様々な人たちが、恵まれた自然と誇りある歴史・文化のなかで、「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」を、出雲崎町のめざす姿として、みんなでともに創り上げたいと思います。

2 基本目標（施策の大綱）

町のめざす姿に向けて、各分野で取り組むまちづくりの方向性を示す5つの基本目標及び施策の体系は次のとおりです。



基本目標 1**健やかに笑顔で暮らせるまちづくり【子育て・健康・福祉】**

町民一人ひとりが、生涯にわたって健康で安心して暮らすことができるよう、それぞれの年代において切れ目のない総合的な支援を行い、町民の健康増進、福祉の向上を図ります。

① 切れ目ない子育て支援

結婚、妊娠・出産期からすべての子どもの健やかな成長と、安心して子育てができるよう、子育て環境の充実を図り切れ目のない包括的な支援を行います。

② 健康の増進

人生100年時代を見据え、一人ひとりが心身ともに健康で充実した生活を実感できるよう、町民の健康増進を推進します。

③ 地域医療の確保

限られた医療資源を有効に活用するとともに、医療圏域内の医療機関及び関係機関との連携を強化し、地域で安心して医療が受けられる体制を維持します。

④ 地域福祉の充実

すべての町民が安心して暮らせるよう、互いに協力し、支え合い、多様な主体が一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を地域ぐるみで進めます。

⑤ 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかで総合的な高齢者施策を行います。

⑥ 障害者福祉の推進

障害のある人が地域社会の中で自分らしく暮らしていけるよう、障害者の自立と社会参加の支援、在宅福祉の充実を推進します。

基本目標 2**安全で安心して暮らせるまちづくり【安全・基盤】**

防災・減災対策の強化、社会基盤・生活環境の整備を図るとともに、豊かな自然環境を保全し、持続可能な地域づくりを推進します。

① 防災・減災対策の強化

国・県と連携してハード・ソフト対策の総合的な取り組みを行うとともに、行政、町民、事業者、自主防災組織等の多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協働して地域防災力の向上を図ります。

② 消防・救急の充実

消防・救急体制の充実強化を図るとともに、火災予防の徹底や消防団活動の充実等により地域の消防力の向上を図ります。

③ 道路・河川の整備

安全で安心して通行できるよう道路整備を計画的に進め、適切な維持管理を図るとともに、円滑な交通の確保に向けた除雪体制の強化に努めます。また、町民を浸水害から守るため河川、水路、ため池などの整備と適切な維持管理に努めます。

④ 上下水道の整備

上下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、社会情勢の変化に対応した持続可能な経営ができるよう、事業の適正化・効率化を進めます。

⑤ 住環境の整備

若者の移住・定住を促進するとともに、住みやすく暮らしやすい快適な住環境の整備を進めるために、公営住宅の整備や住宅団地の造成を進めます。

⑥ 公共交通の充実

鉄道、路線バスの適正運行を関係機関と連携して維持するとともに、町民の移動を確保するために、きめ細やかなニーズに対応した公共交通体系を構築します。

⑦ 防犯・交通安全の推進

警察をはじめとする関係機関と連携し、交通安全意識の高揚と道路交通環境の整備等を推進します。また、女性・子ども・高齢者などの防犯・交通弱者を犯罪・交通事故から守るための取り組みを一層強化します。

⑧ 自然との共生・循環型社会の推進

先人から引き継いだ自然環境を保全し、ごみの減量化や再資源化の促進など廃棄物の適正処理、また再生可能エネルギーの活用を推進し、自然環境の保全と循環型社会の構築を図ります。

基本目標 3**地域資源・特性を生かした魅力と活力あるまちづくり【産業振興・就労】**

地域資源を生かした魅力と特色あるまちづくりを進めるとともに、地域特性を生かした生業の創出と産業の振興を図ります。

① 農林水産業の振興

農林水産業が持続可能な産業として確立するために、生産基盤の整備や農林水産物の高付加価値化の促進を図り、担い手の育成及び組織化、経営体の育成を進めます。

② 商工業の振興

地域の特性を踏まえた地域密着型経営を進めるため、中小企業者に対する適切な支援を行い、魅力ある商品や加工品の開発・販路拡大の取り組み強化を図ります。

③ 地場産業の育成

「良寛牛乳」「紙風船」「釜谷梅」などの地域の特色ある製品の品質向上と保護育成に努め、消費者ニーズに対応しながら観光との連携強化、ふるさと納税の返礼品の拡充など販路拡大・販売促進を支援します。

④ 観光の振興

本町の豊かな自然・歴史・文化や地域に伝わる「食」「工芸品」など多様な地域資源を有効活用し、時代の変化に対応した新たな観光ニーズや潜在的なターゲットの掘りおこしに努め、受け入れ体制を整備していくとともに、効果的に情報発信していきます。

⑤ 雇用・就労支援

ワーク・ライフ・バランスやテレワークなど多様な働き方ができる環境の整備を促進し雇用就労の場を拡充していくほか、地元就職する若者にとって通勤しやすい環境づくりを進めます。

基本目標 4**夢を育み、誇りある歴史、文化を継承するまちづくり【教育・文化】**

次世代の出雲崎を担う子どもたちが、夢や希望を育むことができる教育を推進するとともに、誇りと愛着ある地域資源を次代に継承します。

① 学校教育の充実

すべての子どもたちが、質の高い教育を安全・安心にそして平等に受けることができる教育環境の整備を進めます。また、確かな学力を身につけ豊かな心を育むために、教育内容や学習機会を充実させます。

② 生涯学習の充実

町民が生涯を通じて、主体的に学ぶことができるよう、ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、指導者の育成に努めます。

③ スポーツの振興

子どもから高齢者まで誰もが手軽にスポーツに親しむことができる環境や機会の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。

④ 文化・芸術の振興

町民が多様な文化・芸術に親しむことができる環境づくりを推進するとともに、町に残る貴重な伝統文化の継承、文化財の保存と活用を図り、次代につなぎます。

基本目標 5**多様な人が関わり、賑わいが持続できるまちづくり【移住・定住・行財政】**

地域の内と外の多様な人々が、多様な形で関わりをもつ機会を増やす取り組みを進め、賑わいが持続できるまちづくりを進めます。

① 移住・定住・多様な関わりの創出

豊かな地域資源の魅力を発信、住み続けたいくなる住環境の整備など、移住・定住対策を総合的に推進します。また2地域居住など多様な形態で町にかかわる関係人口の創出・拡大を図ります。

② 空き家対策の推進

空き家の実態把握に努め、空き家にならないよう所有者に適正管理を啓発するとともに、「空き家・空き地情報バンク」の充実や、民間事業者との連携を強化し空き家の利活用を推進します。また、危険な状態になった特定空家等に対しては除却等適切な措置を講じます。

③ 人権尊重・共同参画社会の実現

すべての人が、互いに人権を尊重し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、活躍できる地域社会の実現を目指します。

④ 町民協働・地域コミュニティの推進

町民や事業者をはじめとする多様な主体と連携・協働したまちづくりの仕組みを構築します。また、行政区やボランティア団体等による住民活動を支援します。

⑤ デジタル社会への対応促進

デジタルを活用して地域の活性化を図る方策を検討します。高齢化、過疎化などの地域課題の解決、町民の利便性の向上や行政の効率化が図られるよう住民が安心して参加できるデジタル化を促進します。それらを活用する基盤整備、専門的人材の育成、教育に努めます。

⑥ 持続可能で健全な行財政の運営

社会状況の変化、多様化するニーズ・課題を的確に把握し、健全財政を堅持しながら、選択と集中による持続可能でしなやかな施策を推進します。

3 基本指標

本計画の基本目標及び施策に基づき各種事業に取り組み、魅力あるまちづくりを進めることにより、出雲崎町のめざす姿（基本構想の理念）である、「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けた基本指標として、「人口」を設定します。

人口

令和元年度に策定した第2期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおいて示した「パターン3」の令和12年人口推計値を参考に、令和12年の人口（国勢調査）を指標として設定します。

基本指標	目標値	現状値
人口 (国勢調査)	3,700人 (令和12年国勢調査)	4,113人 (令和2年国勢調査)

出雲崎町総合計画審議会条例

昭和 54 年 3 月 20 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 魅力ある郷土建設を目指す町政の指針を明らかにし、出雲崎町の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、出雲崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、出雲崎町総合計画に関する事項並びに重要な施策に関する計画等について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(特別委員)

第 5 条の 2 審議会が、その調査及び審議において必要があるときは、特別に委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、その事項について識見を有する者、その他適当と認めるものうちから町長が委嘱する。

3 特別委員は、その調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(参与)

第 6 条 審議会に専門事項の調査、審議のために参与を置くことができる。

2 参与は、関係行政機関の職員のうちから会長が委嘱する。

3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第 7 条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、特別委員を置くときは、その数だけ委員定数は増加したものとみなす。

【策定資料】

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日条例第29号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月18日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月21日から適用する。

附 則 (平成元年7月1日条例第29号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日条例第7号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月23日条例第5号)

この条例中第1条の規定は平成17年7月15日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

出雲崎町総合計画審議会
会 長 佐々木 高史 様

出雲崎町長 小 林 則 幸

出雲崎町総合計画の策定について（諮問）

出雲崎町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 6 次出雲崎町総合計画の策定について諮問します。

【 趣 旨 】

昭和 46 年度に第 1 次出雲崎町総合計画（基本構想）を策定して以来、5 次にわたる総合計画が策定され、恵まれた自然や歴史を活かして、健やかで暮らしやすいまちづくりの指針として機能してまいりました。

この間、本町を取り巻く環境は、内外ともに大きく変革いたしました。日本全体で少子高齢化が急速に進む中、若者の流出による担い手の不足、人口の減少による地域の衰退が問題視されており、自治体の創意工夫による地域の活性化が急務となっています。このような課題に取り組むため、「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後も安心して暮らし続けられる「未来に繋ぐ町づくり」を目指しております。

このような中で、本町が今後進むべき方向を定め、よりよいまちづくりを進めるために、令和 12 年度を目標年次とする「第 6 次出雲崎町総合計画」の策定について諮問します。

出雲崎町長 小林 則幸 様

出雲崎町総合計画審議会
会長 佐々木 高史

第6次出雲崎町総合計画（基本構想）について（答申）

令和3年11月4日付け、総第220号で本審議会に諮問のありました「第6次出雲崎町総合計画」の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第6次出雲崎町総合計画 基本構想（案）」をとりまとめましたので、答申します。

この計画は、「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」を出雲崎町のめざす姿（基本構想の理念）として策定したもので、本町のまちづくりの方向性を示すものです。

本計画の実現にあたっては、計画的かつ、効率的な行財政運営を進めるとともに、着実な事業の推進が図られるよう要望します。

第6次出雲崎町総合計画策定の経過

	日 時	内 容
第1回	令和3年 8月20日（金） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の策定について ・総合計画策定に関するアンケート調査について
第2回	11月4日（木） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の諮問について ・総合計画策定に関するアンケート結果について ・総合計画の基本構想について
第3回	11月29日（月） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本理念及び基本方針について
第4回	12月27日（月） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想（案）について
第5回	令和4年 2月10日（木） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想（案）について ・総合計画の実施計画（案）について
第6回	2月22日（火） 午後6時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想（案）について → 答申内容について決定

出雲崎町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

会 長	佐々木	高 史
副会長	佐藤	真 弘
委 員	石川	豊
同	小田	泰 映
同	加藤	修 三
同	河崎	栄 子
同	佐藤	和 之
同	立石	博 美
同	諸橋	清 隆
同	和田	典 士

第6次出雲崎町総合計画

基本構想

令和4年3月

企画・編集：新潟県出雲崎町総務課

発行者：新潟県出雲崎町

新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

電話 0258-78-3111 (代表)